

平成29年度生活交通ネットワーク計画

平成28年6月27日

天理市地域公共交通活性化協議会

会長 並河 健

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、市民がいつまでもさわやかで健康な人生を過ごし、生きてきて良かったと実感できる活力と希望に満ちたまちづくりを目指して、各施策に反映し推進しているところである。

こうした施策を推進する上で、地域住民の自立した日常生活及び健康づくり、学習活動・ボランティア活動等の社会生活を確保するための基盤を整備することが不可欠であり、そのためには地域公共交通による移動手段の充実を図ることが重要である。

また、活力ある都市活動の実現や交通に係る環境への負荷の低減を図る観点も踏まえ、地域公共交通の活性及び再生の実現が求められている。

本市は、天理総合駅を基点とする鉄道駅周辺及びバス路線のある幹線道路沿いに市街地が形成され人口が密集しているものの、市街地形成区域以外に多くの集落が全域に点在している状態である。

今回、生活交通確保維持改善計画において認定申請するバス路線及びデマンド型乗合タクシー（区域運行）は、公共交通空白地帯の解消、中心市街地、公共施設へのアクセスの向上、既存交通機関への乗り継ぎ利便の向上などに対応しているものである。

今後も市民が市内のどこに居住しても安心して社会生活を営むことができ、活発に社会に参加し、地域が活気を持つことにつなげていくため、地域内フィーダー路線の確保・維持に引き続き努めるとともに、天理市等が維持に努める幹線バス路線との接続を図る。

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

平成29年度は、地域公共交通確保維持費国庫補助金の対象となる地域内フィーダー7系統について、同補助金を活用することにより継続的な運行の維持・確保を図る。

また、平成28年度より新たに実証運行を行った菅原線コミュニティバスの運行を実施し、引き続き同補助金を活用しながら補助対象路線の継続的な運行の維持・確保に努める。平成30年度以降についても、引き続き同補助金を活用しながら補助対象路線の継続的な運行の維持・確保に努める。

年度	目標	効果
平成29年度	○コミュニティバスの本格運行による交通手段の確保 年間利用者数 10,150人 ○デマンド型乗合タクシーの運行による交通手段の確保 年間利用者数 3,500人	・コミュニティバスにより公共交通空白地帯の60%が解消さらにデマンド型乗合タクシー運行により公共交通空白地帯の85%が解消 ・市役所、文化センター、図書館、市民会館などへのアクセスが容易となり、路線住民の文化活動等への参加が活性化 ・主要幹線と接続することにより、市民の市外等への移動手段が確保され、生活環境が向上するとともに、市外からの来訪者の移動手段も確保され、活気のあるまちづくりが実現 ・交通総量の抑制を図るため、自家用車から公共交通機関への転換を促進

年度	目標	効果
平成30年度	○コミュニティバスの年間利用者数 10,500人 ○デマンド型乗合タクシーの年間利用者数 3,550人	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスにより公共交通空白地帯の60%が解消さらにデマンド型乗合タクシー運行により公共交通空白地帯の85%が解消 ・市役所、文化センター、図書館、市民会館などへのアクセスが容易となり、路線住民の文化活動等への参加が活性化 ・主要幹線と接続することにより、市民の市外等への移動手段が確保され、生活環境が向上するとともに、市外からの来訪者の移動手段も確保され、活気のあるまちづくりが実現 ・交通総量の抑制を図るため、自家用車から公共交通機関への転換を促進
平成31年度	○コミュニティバスの年間利用者数 10,500人 ○デマンド型乗合タクシーの年間利用者数 3,550人	同上

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

- ・地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」添付

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表2」添付

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・申請番号1～3:奈良交通株式会社
- ・申請番号4～7:奈良近鉄タクシー株式会社

6. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

- ・地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表5」添付

7. 車両の取得に係る目的・必要性

- 平成21年1月からのコミュニティバスの運行開始時より就航している車両(乗車定員12名)は、本年で7年目となり、走行距離が16万キロを超えている上に、使用頻度の高い乗降ドア部や乗降補助ステップ等の耐用年数等から車両更新の時期を迎えている。また、乗車人員が多いところでは積み残しなどが発生している状況にあること、車イスでの乗車やIC化を求める声が多数であること等から市民の利便性の向上を図るため乗車人員が多く、ICカード対応・車イスの乗車スペースを有する車両導入の必要性が求められている。

8. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

- 乗車定員が多く、ICカード対応機能を有する新規車両を導入することで、利用者側の積み残し等に対する不安の解消、利便性の向上が図れるうえに車イスの乗車スペースを設けることにより、新たな利用者の獲得が図れる。また新車両入れ替えに伴い、現行車両を用いて、東部山間地域での既存路線バスの運行空白時間帯におけるコミュニティバスの運行により、住民のニーズ(通院や買い物等)をつかみ、さらには既存路線バスとの結節等を視野に入れての運行を図ることによって観光客を含めた新たな利用者獲得を図る。

9. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額

- 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表6」及び「表7」添付

10. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成28年6月の協議会において、本計画を承認済

11. 利用者等の意見の反映

- 協議会メンバーである利用者代表の意見を反映して本計画を作成

12. 協議会メンバーの構成

天理市地域公共交通活性化協議会 会議メンバー

構成員	構成員名称
市町村代表者	天理市
一般乗合旅客自動車運送事業者	奈良交通株式会社
	公益社団法人奈良県バス協会
一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者	奈良県タクシー協会天理部会
	一般社団法人奈良県タクシー協会
鉄道事業者	西日本旅客鉄道(株)
	近畿日本鉄道(株)
道路管理者	奈良国道事務所
	奈良土木事務所
	天理市建設部
公安委員会	天理警察署
利用者代表	天理市議会議員
	天理市区長連合会
	天理市長寿会連合会
天理市が必要と認める者	近畿運輸局奈良運輸支局
	奈良県県土マネジメント部地域交通課
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会
	天理市市長公室
	天理市健康福祉部

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

29年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	3,331.5	6,859.0		乗合バス型	①	天理駅にて地域 間幹線補助系統 「天理都祁線」、 「天理桜井線」と 接続	③
		(2) 西部外回り	2,221.5			乗合バス型	①		③
		(3) 萱原	5,375.0			乗合バス型	①		③
	奈良近鉄タクシー(株)	(4) 東エリア	1,276.5	2,393.0		デマンド型	①		③
		(5) 西エリア	1,043.0			デマンド型	①		③
		(6) 南エリア	324.0			デマンド型	①		③
		(7) 北エリア	1,169.5			デマンド型	①		③
合 計				9,252.0					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				9,252.0	国庫補助 上限額 (千円)		9,252		

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	3,331.5	6,859.0		乗合バス型	①	天理駅にて地域 間幹線補助系統 「天理都祁線」、 「天理桜井線」と 接続	③
		(2) 西部外回り	2,221.5			乗合バス型	①		③
		(3) 苅原	5,375.0			乗合バス型	①		③
	奈良近鉄タクシー(株)	(4) 東エリア	1,276.5	2,393.0		デマンド型	①		③
		(5) 西エリア	1,043.0			デマンド型	①		③
		(6) 南エリア	324.0			デマンド型	①		③
		(7) 北エリア	1,169.5			デマンド型	①		③
合 計				9,252.0					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				9,252.0	国庫補助 上限額(千 円)		9,252		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	国庫補助金 内定申請額 (千円)	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型 ／デマ ンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	(1) 西部内回り	3,331.5	6,859.0		乗合バス型	①	天理駅にて地域 間幹線補助系統 「天理都祁線」、 「天理桜井線」と 接続	③
		(2) 西部外回り	2,221.5			乗合バス型	①		③
		(3) 苜原	5,375.0			乗合バス型	①		③
	奈良近鉄タクシー(株)	(4) 東エリア	1,276.5	2,393.0		デマ ンド型	①		③
		(5) 西エリア	1,043.0			デマ ンド型	①		③
		(6) 南エリア	324.0			デマ ンド型	①		③
		(7) 北エリア	1,169.5			デマ ンド型	①		③
合 計				9,252.0					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				9,252.0		国庫補助 上限額 (千円)	9,252		

(注)

- 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1関係 運行予定系統を示した図(コミュニティバス系統)

1) 運行系統・運行区域の概要

(西部線) 天理総合駅を起点とし、前栽地区、井戸堂地区、二階堂地区、朝和地区を回り天理総合駅に戻る巡回路線。運行経路途中の西井戸堂交差点を分岐点として、内回り、外回りの2系統に分かれる。

(苜原線) 路線バス天理苜原線の運行空白時間帯に苜原まで1日3往復運行。天理総合駅を起点終点に、天理駅北側の区画整理事業で開発された地域を通り、買い物拠点となるスーパー、大きな病院を経由し、布留交差点より現行路線バスと同じルートを通り苜原を終点起点とし運行する。

2) 事業の概要

- ・ 事業主体は天理市地域公共交通活性化協議会とする。(西部線・苜原線)
- ・ 運行は奈良交通株式会社に委託する。(西部線・苜原線)

(西部線) 運行日は、月～金(土日祝及び12/29～1/3は運休)

運行回数は1日5便とする。奇数便は内回り、偶数便は外回り。

運賃は、100円(小学生以下は50円)福祉割引あり

(苜原線) 運行日は月～日、土日祝も含め運行(12/29～1/3は運休)

運行回数は路線バス運行空白時間帯に3往復

運賃は、190円(小学生以下は100円)福祉割引あり

3) 計画期間

(西武線) 平成23年4月から本格運行を実施

(苜原線) 平成28年4月から本格運行を実施

事業の名称	平成29年度	平成30年度	平成31年度
天理市コミュニティバス 運行事業	平成28年10月 ～ 平成29年9月末	平成29年10月 ～ 平成30年9月末	平成30年10月 ～ 平成31年9月末

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	奈良交通㈱	29年度
------	-------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,377,347千円	営業外収益	74,049千円	経常収益(イ)	8,451,396千円
	営業費用	9,343,778千円	営業外費用	76,252千円	経常費用(ロ)	9,420,030千円
	営業損益	▲966,431千円	営業外損益	▲2,203千円	経常損益	▲968,634千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,300,723.4 km			経常収支率	89.71%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,645,392千円	営業外収益	84,741千円	経常収益(イ')	8,730,133千円
	営業費用	9,498,002千円	営業外費用	81,450千円	経常費用(ロ')	9,579,452千円
	営業損益	▲852,610千円	営業外損益	3,291千円	経常損益	▲849,319千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,629,291.4 km			経常収支率	91.13%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	8,505,624千円	営業外収益	104,405千円	経常収益(イ'')	8,610,029千円
	営業費用	9,409,545千円	営業外費用	85,600千円	経常費用(ロ'')	9,495,145千円
	営業損益	▲903,921千円	営業外損益	18,805千円	経常損益	▲885,116千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	19,617,442.6 km			経常収支率	90.67%	

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2=d
南近畿	484円.01銭	488円.01銭	488円.06銭	0.41%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円.06銭	442円.58銭	442円.58銭	437円.87銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行日 数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終 点			テ	リ	ヌ	(テー(リ+ヌ))÷テ=ル			
南近畿	1	四部 内回 り	天理駅	四部(天理駅前)→天理駅前→四部(天理駅前)→天理駅前→四部(天理駅前)→天理駅前	天理駅	244日	732回	往 22.5km (循環) 22.5km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	復 0.0km 0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.0%	16,470.0km
	2	四部 外回 り	天理駅	四部(天理駅前)→天理駅前→四部(天理駅前)→天理駅前→四部(天理駅前)→天理駅前	天理駅	244日	488回	往 22.5km (循環) 22.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	10,980.0km
	3	菅原	天理駅	惣の家外來線	菅原	358日	1,074回	往 11.6km 復 11.6km	11.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%
合計	3系統							往 56.6km 復 11.6km	56.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	52,366.8km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちの いずれか少ないほうの額) ラ
		ヘ×マ以下の 額:フ	ト	ト×マ以上の 額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
南近畿	1	7,289,292円	38円.02銭	626,190円	6,663,102円	6,663,102円	6,663千円	3,331.5千円		
	2	4,859,528円	37円.92銭	416,362円	4,443,166円	4,443,166円	4,443千円	2,221.5千円		
	3	11,027,677円	11円.11銭	276,826円	10,750,851円	10,750,851円	10,750千円	5,375千円		
合計		23,176,497円		1,319,378円	21,857,119円	21,857,119円	21,856千円	10,928千円	6,859千円	6,859千円

補助ブ ロック名	申請 番号	経常費用から 経常収益を控 除した額	損失額から国 庫補助額を 控除した額	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
南近畿	1	7,445,098円											
	2	4,964,496円											
	3	11,933,901円											
合計		24,343,495円	17,484,495円			17,484,495円	100%						

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年6月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
11. 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
15. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
16. 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
17. 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(オ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行]用)

事業者名	奈良交通㈱	30年度
------	-------	------

1. 申請事業者の概要

乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	営業収益	8,377,347 千円	営業外収益	74,049 千円	経常収益(イ)	8,451,396 千円
	営業費用	9,343,778 千円	営業外費用	76,252 千円	経常費用(ロ)	9,420,030 千円
	営業損益	▲ 966,431 千円	営業外損益	▲ 2,203 千円	経常損益	▲ 968,634 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,300,723.4 km			経常収支率	89.71 %	
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	8,645,392 千円	営業外収益	84,741 千円	経常収益(イ)	8,730,133 千円
	営業費用	9,498,002 千円	営業外費用	81,450 千円	経常費用(ロ)	9,579,452 千円
	営業損益	▲ 852,610 千円	営業外損益	3,291 千円	経常損益	▲ 849,319 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	19,629,291.4 km			経常収支率	91.13 %	
乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	8,505,624 千円	営業外収益	104,405 千円	経常収益(イ)	8,610,029 千円
	営業費用	9,409,545 千円	営業外費用	85,600 千円	経常費用(ロ)	9,495,145 千円
	営業損益	▲ 903,921 千円	営業外損益	18,805 千円	経常損益	▲ 885,116 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,617,442.6 km			経常収支率	90.67 %	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
南近畿	484円.01銭	488円.01銭	488円.06銭	0.41 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円.06銭	442円.58銭	442円.58銭	437円.87銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町村 外乗り入れ部分以外のキロ 程の比率	計画実車走行キロ	
			起点	主な 経由地	終点			テ	リ	ヌ	(テ+リ+ヌ)÷テ=ル				ヲ
南近畿	1	四部内回り	天理駅	新田原・メヂカル センター・東海線 沿線・オゾンファン 公園	天理駅	244 日	732 回	往 22.5km (循環)	22.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100.0%	16,470.0km
	2	四部外回り	天理駅	新田原・メヂカル センター・東海線 沿線・オゾンファン 公園	天理駅	244 日	488 回	往 22.5km (循環)	22.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	10,980.0km
	3	菅原	天理駅	憩の家 外来線	菅原	358 日	1,074.0 回	往 11.6km 復 11.6km	11.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	24,916.8km
合計	3系統							往 56.6km 復 11.6km	56.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		52,366.8km

補助ブロック名	申請番号	補助対象 経常費用の 見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常 収益の見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はアのうちの いずれか少ないほうの額)
		ヘ×ア以下の 額:フ	ト	ト×ア以上の 額:カ	ワーカ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
南近畿	1	7,289,292 円	38円.02銭	626,190 円	6,663,102 円	6,663,102 円	6,663千円	3,331.5 千円		
	2	4,859,528 円	37円.92銭	416,362 円	4,443,166 円	4,443,166 円	4,443千円	2,221.5 千円		
	3	11,027,677 円	11円.11銭	276,826 円	10,750,851 円	10,750,851 円	10,750千円	5,375 千円		
合計		23,176,497 円		1,319,378 円	21,857,119 円	21,857,119 円	21,856 千円	10,928 千円	6,859千円	6,859 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控 除した額	損失額から国 庫補助額を控 除した額	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南近畿	1	7,445,098 円												
	2	4,964,496 円												
	3	11,933,901 円												
合計		24,343,495 円	17,484,495 円			17,484,495 円	100 %							

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者には別表28)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
11. 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
15. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
16. 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
17. 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統[乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行]用)

事業者名	奈良交通㈱	31年度
------	-------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	8,377,347千円	営業外収益	74,049千円	経常収益(イ)
営業費用	9,343,778千円	営業外費用	76,252千円	経常費用(ロ)	9,420,030千円
営業損益	▲966,431千円	営業外損益	▲2,203千円	経常損益	▲968,634千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	19,300,723.4 km			経常収支率	89.71%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	8,645,392千円	営業外収益	84,741千円	経常収益(イ')
営業費用	9,498,002千円	営業外費用	81,450千円	経常費用(ロ')	9,579,452千円
営業損益	▲852,610千円	営業外損益	3,291千円	経常損益	▲849,319千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	19,629,291.4 km			経常収支率	91.13%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送				
	営業収益	8,505,624千円	営業外収益	104,405千円	経常収益(イ'')
営業費用	9,409,545千円	営業外費用	85,600千円	経常費用(ロ'')	9,495,145千円
営業損益	▲903,921千円	営業外損益	18,805千円	経常損益	▲885,116千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	19,617,442.6 km			経常収支率	90.67%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ'÷ハ'=c	平均増減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2=d
南近畿	484円.01銭	488円.01銭	488円.06銭	0.41%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南近畿	490円.06銭	442円.58銭	442円.58銭	437円.87銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統		計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のキロ程の比率 (チー-(リ+ヌ))÷チール	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地			終点	チ	リ	ヌ			
南近畿	1	四部内回り	天理駅	奈良駅 大和郡-メヂカ 大和郡-大和郡 大和郡-大和郡 大和郡-大和郡	天理駅	244日	732回	往 22.5km (平均) (循環) 22.5km	往 0.0km (平均) (循環) 0.0km	往 0.0km (平均) (循環) 0.0km	往 0.0km (平均) (循環) 0.0km	100.0%	16,470.0km
	2	四部外回り	天理駅	奈良駅 大和郡-メヂカ 大和郡-大和郡 大和郡-大和郡	天理駅	244日	488回	往 22.5km (循環) 22.5km	往 0.0km (平均) (循環) 0.0km	往 0.0km (平均) (循環) 0.0km	往 0.0km (平均) (循環) 0.0km	100%	10,980.0km
	3	菅原	天理駅	總の家 外來線	菅原	358日	1,074.0回	往 11.6km 復 11.6km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	100%	24,916.8km
合計	3系統						往 56.6km 復 11.6km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	往 0.0km 復 0.0km			52,366.8km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額:フ	補助対象系統のキロ 当たり 経常収益 ト	補助対象系統の経常 収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ホ又はナのうちい ずれか少ないほうの額) ラ
南近畿	1	7,289,292 円	38円.02銭	626,190 円	6,663,102 円	6,663,102 円	6,663千円	3,331.5千円		
	2	4,859,528 円	37円.92銭	416,362 円	4,443,166 円	4,443,166 円	4,443千円	2,221.5千円		
	3	11,027,677 円	11円.11銭	276,826 円	10,750,851 円	10,750,851 円	10,750千円	5,375.千円		
合計		23,176,497 円		1,319,378 円	21,857,119 円	21,857,119 円	21,856千円	10,928千円	6,859千円	6,859千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から 経常収益を控 除した額 ニ×ヲ-カ=ム	損失額から 国庫補助額 を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体的 概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	1	7,445,098 円										
	2	4,964,496 円										
	3	11,933,901 円										
合計		24,343,495 円	17,484,495 円			17,484,495 円	100%					

(1) 記載要領

1. 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者には別表28)の名称を記載すること。
2. 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
3. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
4. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第65号によること。
5. 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
8. 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
9. 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
10. 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
11. 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
12. 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
13. 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
14. 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
15. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
16. 「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
17. 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
18. 「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(セ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	奈良近鉄タクシー株式会社	29年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 ハ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,489 千円	営業外収益	80 千円	経常収益(イ)	2,569 千円
	営業費用	26,521 千円	営業外費用	14 千円	経常費用(ロ)	26,535 千円
	営業損益	▲ 24,032 千円	営業外損益	66 千円	経常損益	▲ 23,966 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	7 台	補助対象期間の 前々年度の 1台あたりサービス 提供時間(ニ)	773.8 時間	経常収支率	9.68 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南近畿	4,898円82銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	474円.28銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間		リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間		リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間		補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率		計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地			リ	ヌ	ル	(リ-ヌ+ル)÷リ= ヲ					
南近畿	4	東エリア	天理駅	藤井町、上仁興 町、下仁興町、 櫻井町、山田 町、長滝町	天理駅	227 日	665 回	1.7 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100%	1130.5 時間			
	5	西エリア	天理駅	小磯町、中町、 南六条町、善原 町、上柳町、小 田中町、滝田 町、高柳町、荒 瀬町、稲葉町	天理駅	218 日	616 回	1.5 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100%	924 時間			
	6	南エリア	天理駅	袖之内町、笠生 町、竹之内町、 乙木町、園原 町、穂積町、遠 田町、海和町、 武蔵町	天理駅	109 日	205 回	1.4 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100%	287 時間			
	7	北エリア	天理駅	櫻木町、中之庄 町	天理駅	230 日	740 回	1.4 時間	0 時間	0 時間	0 時間	100%	1036 時間			
合計	4系統						6 時間	0 時間	0 時間				3377.5 時間			

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ク以上の 額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
南近畿	4	3,089,339 円	536,173 円	2,553,166 円	2,553,166 円	2,553 千円	1,276.5 千円		
	5	2,525,033 円	438,234 円	2,086,799 円	2,086,799 円	2,086 千円	1,043.0 千円		
	6	784,290 円	136,118 円	648,172 円	648,172 円	648 千円	324.0 千円		
	7	2,831,097 円	491,354 円	2,339,743 円	2,339,743 円	2,339 千円	1,169.5 千円		
合計	9,229,759 円	1,601,879 円	7,627,880 円	7,627,880 円	7,626 千円	3,813 千円	2393千円	2,393 千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ノの負担者とその負担割合									
		ホ×ワーヨ＝ウ		ウーム＝ノ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
南近畿	4	5,001,943	円												
	5	4,088,275	円												
	6	1,269,843	円												
	7	4,583,823	円												
合計		14,943,884	円		12,550,884	円			11045996	円	100	%			

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	奈良近鉄タクシー株式会社	30年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 ハ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,489 千円	営業外収益	80 千円	経常収益(イ)	2,569 千円
	営業費用	26,521 千円	営業外費用	14 千円	経常費用(ロ)	26,535 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	7 台	補助対象期間の 前々年度の 1台あたりサービス 提供時間(ニ)	773.8 時間	経常収支率	9.68 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南近畿	4,898円82銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	474円.28銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ= ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
南近畿	4	東エリア	天理駅	藤井町、上仁興 町、下仁興町、 櫻井町、山田 町、長滝町	天理駅	227 日	665 回	1.7 時間	0 時間	0 時間	100%	1130.5 時間
	5	西エリア	天理駅	小磯町、中町、 南六条町、善原 町、上柳町、小 田中町、滝田 町、高橋町、荒 瀬町、稲葉町	天理駅	218 日	616 回	1.5 時間	0 時間	0 時間	100%	924 時間
	6	南エリア	天理駅	袖之内町、笠生 町、竹之内町、 乙木町、藤原 町、穂積町、遠 田町、海和町、 武蔵町	天理駅	109 日	205 回	1.4 時間	0 時間	0 時間	100%	287 時間
	7	北エリア	天理駅	櫻木町、中之庄 町	天理駅	230 日	740 回	1.4 時間	0 時間	0 時間	100%	1036 時間
合計	4系統						6 時間	0 時間	0 時間		3377.5 時間	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ク以上の 額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
南近畿	4	3,089,339 円	536,173 円	2,553,166 円	2,553,166 円	2,553 千円	1,276.5 千円		
	5	2,525,033 円	438,234 円	2,086,799 円	2,086,799 円	2,086 千円	1,043.0 千円		
	6	784,290 円	136,118 円	648,172 円	648,172 円	648 千円	324.0 千円		
	7	2,831,097 円	491,354 円	2,339,743 円	2,339,743 円	2,339 千円	1,169.5 千円		
合計	9,229,759 円	1,601,879 円	7,627,880 円	7,627,880 円	7,626 千円	3,813 千円	2393千円	2,393 千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ノの負担者とその負担割合												
		ホ×ワーヨ＝ウ		ウーム＝ノ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要				
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合							
南近畿	4	5,001,943	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
	5	4,088,275	円															
	6	1,269,843	円															
	7	4,583,823	円															
合計		14,943,884	円		12,550,884	円			12,550,884	円	100	%						

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあつて必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【デマンド型(区域)運行】用)

事業者名	奈良近鉄タクシー株式会社	31年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 ハ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	2,489 千円	営業外収益	80 千円	経常収益(イ)	2,569 千円
	営業費用	26,521 千円	営業外費用	14 千円	経常費用(ロ)	26,535 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	7 台	補助対象期間の 前々年度の 1台あたりサービス 提供時間(ニ)	773.8 時間	経常収支率	9.68 %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の 時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
南近畿	4,898円82銭	2732円.72銭	2,732円.72銭	474円.28銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	1回あたりサービス提 供時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービス 提供時間	リのうち同一補助 ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービ ス提供時間	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外乗 り入れ部分以外のサー ビス提供時間の比率 (リ-(ヌ+ル))÷リ= ヲ	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地							
南近畿	4	東エリア	天理駅	藤井町、上仁興 町、下仁興町、 櫻井町、山田 町、長滝町	天理駅	227 日	665 回	1.7 時間	0 時間	0 時間	100%	1130.5 時間
	5	西エリア	天理駅	小磯町、中町、 南六条町、善原 町、上柳町、小 田中町、滝田 町、高柳町、荒 瀬町、稲葉町	天理駅	218 日	616 回	1.5 時間	0 時間	0 時間	100%	924 時間
	6	南エリア	天理駅	袖之内町、笠生 町、竹之内町、 乙木町、藤原 町、穂積町、遠 田町、海和町、 武蔵町	天理駅	109 日	205 回	1.4 時間	0 時間	0 時間	100%	287 時間
	7	北エリア	天理駅	櫻木町、中之庄 町	天理駅	230 日	740 回	1.4 時間	0 時間	0 時間	100%	1036 時間
合計	4系統						6 時間	0 時間	0 時間		3377.5 時間	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	タのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラのうち いずれか少ない ほうの額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ク以上の 額:コ	カーヨ=タ	タ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
南近畿	4	3,089,339 円	536,173 円	2,553,166 円	2,553,166 円	2,553 千円	1,276.5 千円		
	5	2,525,033 円	438,234 円	2,086,799 円	2,086,799 円	2,086 千円	1,043.0 千円		
	6	784,290 円	136,118 円	648,172 円	648,172 円	648 千円	324.0 千円		
	7	2,831,097 円	491,354 円	2,339,743 円	2,339,743 円	2,339 千円	1,169.5 千円		
合計	9,229,759 円	1,601,879 円	7,627,880 円	7,627,880 円	7,626 千円	3,813 千円	2393千円	2,393 千円	

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額		損失額から国庫補助額を控除した額		ノの負担者とその負担割合								
		ホ×ワーヨ＝ウ		ウーム＝ノ		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南近畿	4	5,001,943	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	5	4,088,275	円											
	6	1,269,843	円											
	7	4,583,823	円											
合計	14,943,884	円	12,550,884	円	円	%	12,550,884	円	100	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者によっては別表28)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者によっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 「補助対象期間の前々年度の保有車両台数」の欄は、事業者が保有する車両数でなく、生活交通確保維持改善計画に記載された運行システムを運行するにあたって必要な車両台数を記載すること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」(リ欄)については、【(1回あたり平均運行時間) + (1日あたり平均待機時間 / 1日あたり運行回数)】により算出すること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- サービス提供時間とは、事業開始時間(運行開始時間)から事業終了時間(運行終了時間)までの間をいい、その間の待機時間、回送時間、予約受付にかかる時間についても含める。なお、サービス提供時間外に行われる予約受付等については、補助対象外とする。
- 待機時間とは、サービス提供時間のうち、実行しなかった時間をいう。但し、休憩時間及びその他事業に従事している時間は含めない。
- 回送時間について、乗客が降車した後、帰庫する際の回送運行は実運行時間として差し支えない。なお、回送運行中(帰庫途中)に乗用事業による配車指示があり乗用事業の運行を行った場合は、当該回送運行は実運行時間とは認められない。
- 複数系統を運行する車両(1台で3系統運行等)の待機時間については、明確に待機時間を算出することは困難である場合は、原則として、系統毎の計画サービス提供時間(ワ欄)を系統数の合計値で除す若しくは系統毎の運行回数に応じた算出方法により算出されたい。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	天理市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	41,685
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対象人口	算定式	国庫補助上限額
41,685	41,685人 × 150円 + 3000千円	9,252

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

DID地区と非DID地区の区分が分かる地図

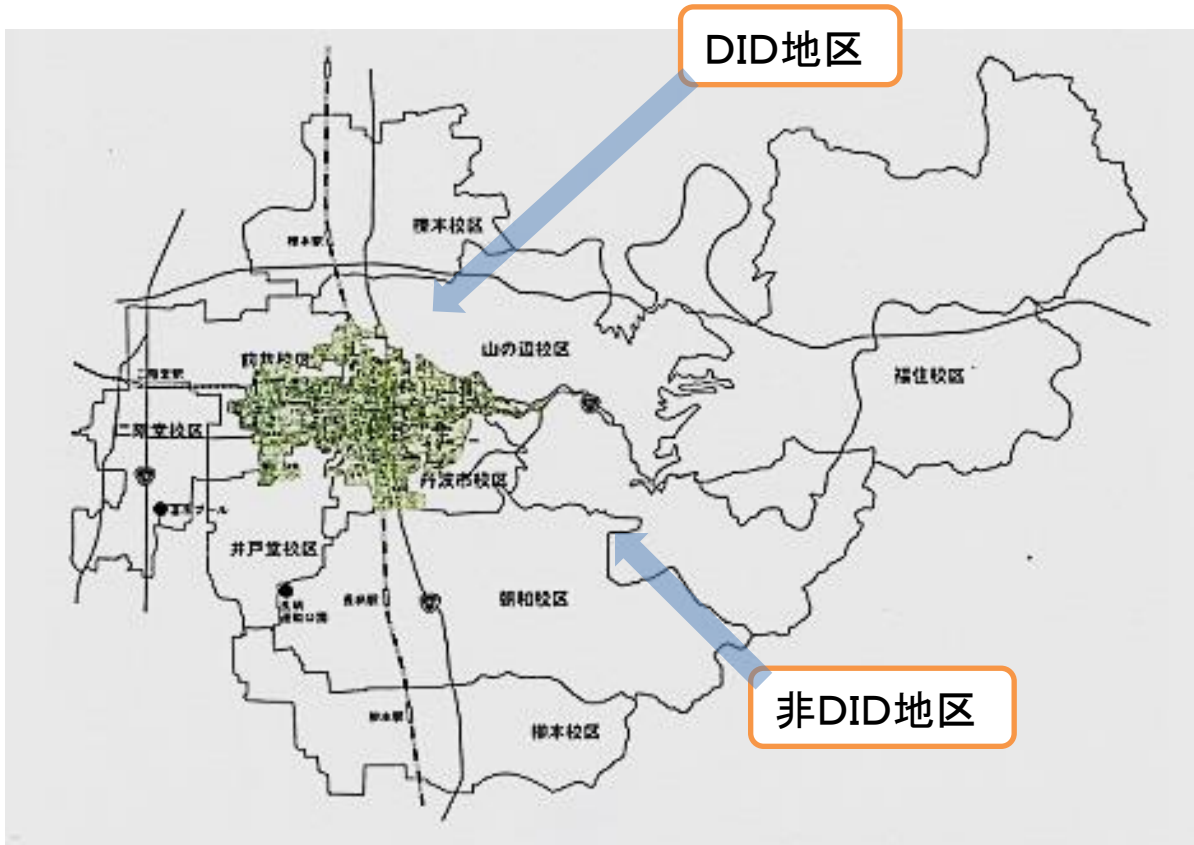


表6 車両の取得計画の概要

【平成29年度】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する 国庫補助額(千円)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	1両	1,649千円
		1両	1,649千円

表6 車両の取得計画の概要

【平成30年度】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する 国庫補助額(千円)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	1両	989千円
		1両	989千円

表6 車両の取得計画の概要

【平成31年度】

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する 国庫補助額(千円)
奈良県 (天理市)	奈良交通(株)	1両	742千円
		1両	742千円

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名	奈良交通㈱
------	-------

1. 車両取得の概要

初年度(平成 29 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定年月	購入等の種別(現金、割賦、リース)

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)

定率法

申請番号	実費購入予定費(円)*消費税を除く				実費購入予定費合計額から備忘価格を控除した額(円) ニ-1円=ホ	ホと限度額のうち少ない方の額(円) ハ	普通償却限度額 (定率法) ハ×(0.5or0.4)=ト (定額法)ハ×0.2=ト	特別償却額(円) チ	償却限度額(円) ト+チ=ヌ	事業者償却額(円) ル	ヌとルのうち少ない方の額(円) ヲ	償却期間(月) ワ	補助対象経費(円) ヲ×ワ÷12(月)=カ	国庫補助金内定申請額(千円) カ×1/2=コ	*残存価格(円) ヘ-カ=タ
	車両価格 イ	附属品価格 ロ	改造費 ハ	合計 イ+ロ+ハ=ニ											
1				0				0	0		0		0 円	0.0	
													円		
計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		0 千円	0	0

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ハの額以内	償還期間(月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち低い方の率(%) ソ	補助対象経費 ツ	国庫補助金内定申請額(千円) ツ×1/2=ネ
					円	
					円	
計					千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) カ+ツ	国庫補助金内定申請額(千円) コ+ネ
0	0

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合							
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担	
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合
南近畿	1	円	%	円	100 %	円	%	円	%
		円	%	円	%	円	%	円	%
合計		円	%	円	100 %	円	%	円	%

2年目以降(平成 29 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
南近畿	1	内回り・外回り	1・2	1・2

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目のみ) の額=ラ	普通償却限度額 (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額 (円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価格 (円) ラ-マ=フ
1	13,742,149	8,245,290	3,298,116	0	3,298,116	3,298,116	3,298,116	12	3,298,116 円	1,649.0	4,947,174
									円		0
計	13,742,149	8,245,290	3,298,116	0		3,298,116	3,298,116		3,298 千円	1,649	4,947,174

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+サ
3,298	1,649

【負担者とその負担割合】

補助 ブ ロ ッ ク 名	申請 番 号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南 近 畿	1	円	%	1,649,116 円	100 %	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	1,649,116 円	100 %	円	%	円	%	

2年目以降(平成 30 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
南近畿	1	内回り・外回り	1・2	1・2

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度7(2年目のみ) 9)の額=ラ	普通償却限度額 (定率法) $ラ \times (0.5 \text{ or } 0.4) = ム$ (定額法) $ナ \times 0.2 = ム$	特別償却額(円) ウ	償却限度額(円) $ム + ウ = ノ$	事業者償却額(円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 $ク \times ヤ \div 12(\text{月}) = マ$ (最終年度)ク=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) $マ \times 1/2 = ケ$	*残存価格(円) ラ-マ=フ
1	13,742,149	4,947,174	1,978,869	0	1,978,869	1,978,869	1,978,869	12	1,978,869 円	989.4	2,968,305
									円		
計	13,742,149	4,947,174	1,978,869	0		1,978,869	1,978,869		1,979 千円	989	2,968,305

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ア $\times 1/2 =$ サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+サ
1,979	989

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	1	円	%	989,869 円	100 %	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	989,869 円	100 %	円	%	円	%	

2年目以降(平成 31 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
南近畿	1	内回り・外回り	1・2	1・2

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円) 初年度への額=ナ	残存価額(円) 前年度フ(2年目のみ) の額=ラ	普通償却限度額 (定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	特別償却額 (円) ウ	償却限度額(円) ム+ウ=ノ	事業者償却額 (円) オ	ノとオのうち少ない方の額(円) ク	償却期間(月) ヤ	補助対象経費 ク×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)ク=マ	国庫補助金 内定申請額(千円) マ×1/2=ケ	*残存価格 (円) ラ-マ=フ
1	13,742,149	2,968,305	1,484,152	0	1,484,152	1,484,152	1,484,152	12	1,484,152 円	742.0	1,484,153
									円		
計	13,742,149	2,968,305	1,484,152	0		1,484,152	1,484,152		1,484 千円	742	1,484,153

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円) ナの額以内=コ	償還期間 (月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利 エ	エと2.5%のうち 低い方の率(%) テ	補助対象経費 ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ア×1/2=サ
			(自)	(至)				
							円	
							円	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円) マ+ア	国庫補助金 内定申請額(千円) ケ+サ
1,484	742

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合								「その他の者」の 具体的概要
		都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
南近畿	1	円	%	742,152 円	100 %	円	%	円	%	
		円	%	円	%	円	%	円	%	
合計		円	%	742,152 円	100 %	円	%	円	%	

【コミュニティバス苜原線実証運行の結果について】

項目	平成29年度 生活交通ネットワーク計画	平均支払額	運賃収入	実車キロ	キロ当り	運行回数	1便平均
	人	円/人	円	キロ	円/キロ	回	人/回
H27.12.1～H28.1.31実績	280	168	46,900	3,828	11	165	1.7
H28.2.1～H28.3.31実績	297	166	49,170	4,176	11	180	1.7
H27.12.1～H28.3.31実績	577	167	96,070	8,004	11	345	1.7